

クリーニング所開設の手続きのご案内

新しくクリーニング所を開設される場合は、保健所に営業届等を提出し、法律で定められた施設基準等に合うかどうかの検査を受けなければなりません。

1. 事前相談

施設が完成した後でも、施設基準に適合していない場合は修繕が必要となることがあります。手続きをスムーズに進めるため、施設の工事前に設計図面等を保健所に持参して、事前にご相談ください。

2. 営業届等の提出

営業開始の2週間前を目安に営業届に添付書類と手数料を添えて提出してください。

① クリーニング所営業届

② クリーニング所検査申請書（手数料 16,200 円）

③ 開設する所在地を示す周囲 100 メートルの見取図

④ クリーニング所の構造及び設備を記載した平面図

⑤ クリーニング師免許証の写し

提出時、原本と照合しますので、原本と写しの両方を持参してください。

（※洗濯物の受取および引渡のみを行う場合は、必要ありません。）

⑥ 登記事項証明書（法人のみ）

⑦ 他店の状況

（※他にクリーニング所または無店舗取次店を開設している場合のみ）

新しく営業届を提出される営業者が、他にクリーニング所または無店舗取次店を営業しているときは、店舗ごとに次の書類を提出していただきます。

- ・クリーニング所または無店舗取次店の名称
- ・クリーニング所の所在地
- または、
- 無店舗取次店の業務用車両の保管場所、自動車登録番号または車両番号
- ・従事者数
- ・従事者の中にクリーニング師がいる場合は、その氏名

提出された書類に不備がなければ、正式に受理します。

施設が開店可能な状態になり次第、日程を調整し、使用前検査に伺います。

3. 使用前検査時の主な確認事項

- 1) クリーニング所は、住居等その他の施設と区別し、他の用途と併用しないこと。
- 2) 仕上げ場には、天井を張ること。
- 3) 洗い場の床面積は、9.9㎡以上
仕上げ場の床面積は、6.6㎡以上とすること。
- 4) 洗い場・仕上げ場は、採光・照明・換気を十分にすること。
- 5) 業務用の機械として洗濯機および脱水機を備えること。
(※脱水機能つき洗濯機の場合は、脱水機は備えなくてもよい)
- 6) 洗い場の床は、不浸透性材料で、適当な勾配と排水口が設けられ、内壁は、床面から1m以上の高さまで耐水材料（コンクリート、板等）を用いること。
- 7) 仕上げ場の床面は、耐水材料を用い、清掃しやすい構造にすること。
- 8) 洗濯物の受取および引渡しをする施設は、適当な広さであること。
- 9) 取扱量に応じた容器・戸棚等の設備を設けるとともに、洗濯及び仕上げの前後のものを区別する容器・戸棚等を設けること。
- 10) 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合は、その洗濯物は他の洗濯物と区別しておき、消毒できるような適当な消毒設備を設けること。
- 11) 洗濯に使用する溶剤・洗剤等の薬剤を収納する設備を設けること。
- 12) 配達等を行う場合には、収集用の容器と配達用の容器を設けること。
- 13) 作業する場合は、清潔な衣服を着用すること。
- 14) 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。
- 15) 毎月1回以上消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行うこと。
- 16) テトラクロロエチレンを洗濯に使用する場合は、地下への浸透防止措置を実施するとともに、排液処理装置及び蒸気回収装置を設けた機械を設置すること。

4. クリーニング所検査確認証の交付

施設の確認後、検査確認証が交付されます。
店内の見やすいところに掲示してください。

問い合わせ先
八幡浜保健所 生活衛生課 生活衛生係
TEL 0894-22-4111（内線 309）
〒796-0048
愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号

